

## 正誤表

『〈補訂版〉全訂新版 学校管理職選考 教育法規速習ノート』の表記に一部誤りがございました。お詫びして、訂正いたします。

### ■ 159 頁 教育公務員特例法施行令

#### 【誤】

(中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者)

第4条 法第24条第1項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 ( ❶ ) に任用された者
  - 二 他の任命権者が実施する法第24条第1項の ( ❸ ) 研修 (以下「( ❸ ) 研修」という。) を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して ( ❸ ) 研修を実施する必要がないと認めるもの
  - 三 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者
  - 四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して ( ❸ ) 研修を実施する必要がないと認めるもの
- 4 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して10年経験者研修を実施する必要がないと認めるもの

(指導改善研修の対象から除く者)

第6条 次に掲げる者は、法第25条第1項の指導改善研修 (略) の対象から除くものとする。

- 一 条件付採用期間中の者
- 二 ( ❶ ) に任用された者

#### 【正】

※上記四号の改正箇所は ( ❸ ) 研修 ( ( ) 内は中堅教諭等資質向上 ) のみです。

↓

- 四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して ( ❸ ) 研修を実施する必要がないと認めるもの

※上記赤字部分の第4項は不要です。

※上記赤字部分の第6条は「第5条」に改正されました。